

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正							
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
1	1	1	15	(4)	受注者は、三重県低入札価格調査実施要領第11条に規定する専任の担当技術者を定め、現場代理人等選任通知書を、工事契約締結時に発注者に提出しなければならない。	1	1	1	15	(4)	受注者は、三重県低入札価格調査実施要領第7条に規定する専任の担当技術者を定め、現場代理人等選任通知書を、工事契約締結時に発注者に提出しなければならない。	三重県低入札価格調査実施要領の改正による
1	1	1	32	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	32	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	法令等の改正
1	1	1	32	7.イメージアップ	受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	1	1	1	32	7.現場環境改善(イメージアップ)	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	土木工事積算基準に準拠
1	1	1	32	19.安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法(平成26年6月改正法律第82号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	32	19.安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法(平成27年5月改正法律第17号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	法令等の改正
1	1	1	32	20.安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成26年6月改正法律第82号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	32	20.安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成27年5月改正法律第17号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	法令等の改正
1	1	1	36	2.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。	1	1	1	36	2.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。	法令等の改正

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行				一 部 改 正										
編 章 節 項	項目見出し	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	新条文	改正理由								
1 1 1 36	2. 排出ガス対策型建設機械	<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国施第215号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。</p>	1 1 1 36	2. 排出ガス対策型建設機械	<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。</p>	法令等の改正								
1 1 1 36		<p>表1-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式観音圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が行われているもの又は特定特殊自動車認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式観音圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が行われているもの又は特定特殊自動車認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	1 1 1 36		<p>表1-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式観音圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式観音圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	最新の運用を反映
機 種	備 考													
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式観音圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が行われているもの又は特定特殊自動車認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。													
機 種	備 考													
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式観音圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。													
1 1 1 36		<p>表1-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が行われているもの ・トンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が行われているもの ・トンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	1 1 1 36		<p>表1-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	最新の運用を反映
機 種	備 考													
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が行われているもの ・トンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。													
機 種	備 考													
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。													

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行				一 部 改 正								
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
1	1	1	36	10. 特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。	1	1	1	36	10. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	法令等の改正 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠
1	1	1	36			1	1	1	36	(1)	グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。	環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠
1	1	1	36			1	1	1	36	(2)	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行				一 部 改 正								
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
1	1	1	38	3. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	38	3. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	法令等の改正
1	1	1	38	15. 通行許可(1)	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	38	15. 通行許可(1)	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	法令等の改正
1	1	1	48	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	48	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	法令等の改正
1	2	10	3		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正 政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-27、表2-2-28、表2-2-29の規格に適合するものとする。	1	2	10	3		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成28年11月改正 政令第343号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-27、表2-2-28、表2-2-29の規格に適合するものとする。	法令等の改正

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正																																																																																											
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由																																																																																				
1	3	2	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	1	3	2	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	基準等の改定																																																																																				
1	3	2	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成26年11月)	1	3	2	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成28年3月)	基準等の改定																																																																																				
1	3	2	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	1	3	2	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	基準等の改定																																																																																				
1	3	2	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	1	3	2	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	基準等の改定																																																																																				
1	3	2	0			1	3	2	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	適用すべき諸基準の追加																																																																																				
1	3	2	0		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成24年11月)	1	3	2	0		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成25年11月)	誤字の修正																																																																																				
1	3	3	2	6.視線誘導標の形状及び性能	ただし、x、yはJIS Z 8701(色の表示方法-XYZ表色系及びX10Y10Z10表色系)の色度座標である。	1	3	3	2	6.視線誘導標の形状及び性能	ただし、x、yはJIS Z 8781-3(測色-第三部:CIE三刺激値)の色度座標である。	JISの改定																																																																																				
1	3	3	8	6.ガードケーブルの支柱取付	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(Aは20kN、B種及びC種は9.8kN)を与えなければならない。	1	3	3	8	6.ガードケーブルの支柱取付	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本)を与えなければならない。	防護柵の設置基準・同解説に準拠																																																																																				
1	3	3	14	6.グラウトの施工(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	1	3	3	14	6.グラウトの施工(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	コンクリート標準示方書(施工編)2012年制定に準拠																																																																																				
1	3	3	15	2.ブロック組立て施工(1)	<p>表3-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>-</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>NPa・s</td> <td>1×10⁴~1×10⁶</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可供時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.8以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">硬化した接着剤</td> <td>比 重</td> <td>-</td> <td>1.1~1.7</td> <td rowspan="4">23±2℃ 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>50mm×50mm 接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>8.0以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	-	粘 度	NPa・s	1×10 ⁴ ~1×10 ⁶		可供時間	時間	2以上		だれ最小厚さ	mm	0.8以上		硬化した接着剤	比 重	-	1.1~1.7	23±2℃ 2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	50mm×50mm 接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	8.0以上			1	3	3	15	2.ブロック組立て施工(1)	<p>表3-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>-</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>NPa・s</td> <td>1×10⁴~1×10⁶</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可供時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>1.0以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">硬化した接着剤</td> <td>密 度</td> <td>g/cm³</td> <td>1.1~1.7</td> <td rowspan="4">23±2℃ 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>50mm×50mm 接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>8.0以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	-	粘 度	NPa・s	1×10 ⁴ ~1×10 ⁶		可供時間	時間	2以上		だれ最小厚さ	mm	1.0以上		硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	1.1~1.7	23±2℃ 2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	50mm×50mm 接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	8.0以上			土木学会規格(JSCE-H 101-2013)に準拠
品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																												
未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	-																																																																																											
	粘 度	NPa・s	1×10 ⁴ ~1×10 ⁶																																																																																													
	可供時間	時間	2以上																																																																																													
	だれ最小厚さ	mm	0.8以上																																																																																													
硬化した接着剤	比 重	-	1.1~1.7	23±2℃ 2℃ 7日間																																																																																												
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																													
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上																																																																																													
	50mm×50mm 接着強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																													
接着強さ	N/mm ²	8.0以上																																																																																														
品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																												
未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	-																																																																																											
	粘 度	NPa・s	1×10 ⁴ ~1×10 ⁶																																																																																													
	可供時間	時間	2以上																																																																																													
	だれ最小厚さ	mm	1.0以上																																																																																													
硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	1.1~1.7	23±2℃ 2℃ 7日間																																																																																												
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																													
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上																																																																																													
	50mm×50mm 接着強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																													
接着強さ	N/mm ²	8.0以上																																																																																														
1	3	3	24	3.ボルトの締付け(4)	ボルト長が径の5倍を越える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。	1	3	3	24	3.ボルトの締付け(4)	ボルト長が径の5倍を越える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。	誤字の修正																																																																																				
1	3	3	24	3.ボルトの締付け(6)	ボルトの締付け機、測定器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	1	3	3	24	3.ボルトの締付け(6)	ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。 ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。	道路標示方書・同解説に準拠																																																																																				

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行				一 部 改 正								
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
1	3	3	26	1. 一般事項	<p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>	1	3	3	26	1. 一般事項	<p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p>	道路橋示方書・同解説に準拠
					<p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>					<p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p>		

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行				一 部 改 正																																																																																						
編 章 節 項	項目見出し	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	新条文	改正理由																																																																																				
1 3 3 33	10. 塗装の禁止条件	<p>表3-2-10 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温(℃)</th> <th>湿度(BH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機シンクリッチプライマー 無機シンクリッチペイント</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>有機シンクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 実性エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤型実性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10以下、30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料(低温用)</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性ワタル酸樹脂塗料中塗 長油性ワタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 降雨等で表面が濡れているとき。 (2) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 (3) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 (4) 炎天で鋼材表面の温度が鋼材にアワを生ずるおそれのあるとき。 (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。 	塗装の種類	気温(℃)	湿度(BH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機シンクリッチプライマー 無機シンクリッチペイント	0以下	50以下	有機シンクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 実性エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤型実性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下、20以上	85以上	無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上	無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下、20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性ワタル酸樹脂塗料中塗 長油性ワタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	1 3 3 33	10. 塗装の禁止条件	<p>表3-2-10 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温(℃)</th> <th>湿度(BH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機シンクリッチプライマー 無機シンクリッチペイント</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>有機シンクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤型実性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10以下、30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料(低温用)</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性ワタル酸樹脂塗料中塗 長油性ワタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> (1) 降雨等で表面が濡れているとき。 (2) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 (3) 塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。 (4) 炎天で鋼材表面の温度が鋼材にアワを生ずるおそれのあるとき。 (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。 	塗装の種類	気温(℃)	湿度(BH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機シンクリッチプライマー 無機シンクリッチペイント	0以下	50以下	有機シンクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤型実性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下、20以上	85以上	無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上	無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下、20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性ワタル酸樹脂塗料中塗 長油性ワタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	鋼道路橋防食便覧に準拠
塗装の種類	気温(℃)	湿度(BH%)																																																																																								
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																								
無機シンクリッチプライマー 無機シンクリッチペイント	0以下	50以下																																																																																								
有機シンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																								
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 実性エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上																																																																																								
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤型実性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																								
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																								
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																								
無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上																																																																																								
無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																								
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																								
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																								
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																								
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性ワタル酸樹脂塗料中塗 長油性ワタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																								
塗装の種類	気温(℃)	湿度(BH%)																																																																																								
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																								
無機シンクリッチプライマー 無機シンクリッチペイント	0以下	50以下																																																																																								
有機シンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																								
エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料下塗 実性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																								
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤型実性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																								
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																								
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 実性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																								
無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上																																																																																								
無溶剤型実性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																								
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																								
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																								
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																								
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性ワタル酸樹脂塗料中塗 長油性ワタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																								
1 3 3 33	20. 検査(6)①	塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚(合計値)の90%以上とするものとする。	1 3 3 33	20. 検査(6)①	塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とするものとする。	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																				
1 3 3 33	20. 検査(6)②	塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚(合計値)の70%以上とするものとする。	1 3 3 33	20. 検査(6)②	塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とするものとする。	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																				
1 3 3 33	20. 検査(6)③	塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計)の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合合格とするものとする。	1 3 3 33	20. 検査(6)③	塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																				
1 3 3 33	20. 検査(6)④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	1 3 3 33	20. 検査(6)④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																				
1 3 3 33	20. 検査(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)の確認を監督員に受けなければならない。	1 3 3 33	20. 検査(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	表現の適正化																																																																																				

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正							
編	章	節	項	項目見出し	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由	
1	3	4	4	3. 試験杭の施工	1	3	4	4	3. 試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	杭基礎施工便覧に準拠
1	3	4	4	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	1	3	4	4	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。 杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。 なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	杭基礎施工便覧に準拠
1	3	4	4	18. 杭支持層の確認・記録	1	3	4	4	18. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準) ⑧施工8.3くいの施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	JISに準拠
1	3	4	4	25. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手(7)	1	3	4	4	25. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手(7)	受注者は、降雪雨時、強風時に露天下で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。	受注者は、降雪雨時、強風時に露天下で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。 風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。 ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。	杭基礎施工便覧に準拠

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正							
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
1	3	4	5	1. 試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	1	3	4	5	1. 試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	杭基礎施工便覧に準拠
1	3	4	5	12. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	1	3	4	5	12. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。 特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。	杭基礎施工便覧に準拠
1	3	4	5	15. コンクリート打設	受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。	1	3	4	5	15. コンクリート打設	受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの 上面から 打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。	杭基礎施工便覧に準拠
1	3	4	5	17. オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかななければならない。	1	3	4	5	17. オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの 上面から 2m以上コンクリート内に挿入しておかななければならない。	杭基礎施工便覧に準拠
1	3	4	5	20. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	1	3	4	5	20. 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。	誤字の修正 表現の適正化

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正																																											
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由																																				
1	3	7	3	16. 上層路盤の材料規格 (1)	<p align="center">表3-27 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒 度 調 整 砕 石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再 生 粒 度 調 整 砕 石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>4以下 安定性損失 率20%以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上	再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下 安定性損失 率20%以下	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上 [90以上]	1	3	7	3	16. 上層路盤の材料規格 (1)	<p align="center">表3-27 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒 度 調 整 砕 石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再 生 粒 度 調 整 砕 石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上	再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上 [90以上]	舗装再生便覧に準拠
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																													
粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下																																													
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上																																													
再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下 安定性損失 率20%以下																																													
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上 [90以上]																																													
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																													
粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下																																													
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上																																													
再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下																																													
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上 [90以上]																																													
1	3	11	5	29. 止水シートの設置	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	1	3	11	5	29. 止水シートの設置	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。 側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを実施するものとする。	トンネル標準示方書（開削工法編）に準拠																																				
1	3	13	3	1. 製作加工 (1) ①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	1	3	13	3	1. 製作加工 (1) ①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。	鋼橋製作の実態（原寸図が作成されていないケースが大部分）を反映																																				
1	3	13	3	1. 製作加工 (1) ③	受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	13	3	1. 製作加工 (1) ③	原寸図を作成する場合 、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	鋼橋製作の実態（原寸図が作成されていないケースが大部分）を反映																																				
1	3	13	3	1. 製作加工 (1) ④	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	1	3	13	3	1. 製作加工 (1) ④	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。 なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。	鋼道路橋施工便覧に準拠																																				
1	3	13	3	1. 製作加工 (8)	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。	1	3	13	3	1. 製作加工 (8)	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-60-1とする。	道路橋示方書・同解説に準拠																																				
1	3	13	3	1. 製作加工 (8)		1	3	13	3	1. 製作加工 (8)	<p align="center">表3-60-1 P_{CM}値と予熱温度の標準</p> <p align="right">(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼材の 板厚 (mm)</th> <th>SM400</th> <th>SM400V</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM520Y</th> <th>SM490W SM490WY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を越え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を越え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.28以下</td> <td>0.28以下</td> </tr> </tbody> </table>	鋼材の 板厚 (mm)	SM400	SM400V	SM490 SM490Y	SM520 SM520Y	SM490W SM490WY	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を越え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を越え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.28以下	0.28以下	道路橋示方書・同解説に準拠												
鋼材の 板厚 (mm)	SM400	SM400V	SM490 SM490Y	SM520 SM520Y	SM490W SM490WY																																											
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																											
25を越え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																											
50を越え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.28以下	0.28以下																																											

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行				一 部 改 正																																																												
編 章 節 項	項目見出し	現行条文	編 章 節 項	項目見出し	新条文	改正理由																																																										
1 3 13 3	(11)	<p>表3-61 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <tr> <td>部 材</td> <td>1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</td> <td>放射線透過試験 撮影枚数</td> <td>超音波探傷試験 検査長さ</td> </tr> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲 げ 部 材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹 板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 版</td> <td>1</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ	引 張 部 材	1	1 枚(端部を含む)	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1 枚(端部を含む)	曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1 枚(端部を含む)	圧縮フランジ	5	1 枚(端部を含む)	腹 板	応力に直角な方向の継手	1	1 枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1	1 枚(端部を含む)	鋼 床 版	1	1 枚(端部を含む)		1 3 13 3	(11)	<p>表3-61 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <tr> <td>部 材</td> <td>1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</td> <td>放射線透過試験 撮影枚数</td> <td>超音波探傷試験 検査長さ</td> </tr> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲 げ 部 材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹 板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 版</td> <td>1</td> <td>1 枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。</p>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ	引 張 部 材	1	1 枚(端部を含む)	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1 枚(端部を含む)	曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1 枚(端部を含む)	圧縮フランジ	5	1 枚(端部を含む)	腹 板	応力に直角な方向の継手	1	1 枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1	1 枚(端部を含む)	鋼 床 版	1	1 枚(端部を含む)		鋼道路橋施工便覧に準拠
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ																																																													
引 張 部 材	1	1 枚(端部を含む)	継手全長を原則とする																																																													
圧 縮 部 材	5	1 枚(端部を含む)																																																														
曲 げ 部 材	引張フランジ	1		1 枚(端部を含む)																																																												
	圧縮フランジ	5		1 枚(端部を含む)																																																												
腹 板	応力に直角な方向の継手	1		1 枚(引張側)																																																												
	応力に平行な方向の継手	1		1 枚(端部を含む)																																																												
鋼 床 版	1	1 枚(端部を含む)																																																														
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ																																																													
引 張 部 材	1	1 枚(端部を含む)	継手全長を原則とする																																																													
圧 縮 部 材	5	1 枚(端部を含む)																																																														
曲 げ 部 材	引張フランジ	1		1 枚(端部を含む)																																																												
	圧縮フランジ	5		1 枚(端部を含む)																																																												
腹 板	応力に直角な方向の継手	1		1 枚(引張側)																																																												
	応力に平行な方向の継手	1		1 枚(端部を含む)																																																												
鋼 床 版	1	1 枚(端部を含む)																																																														
1 3 13 3	1. 製作加工 (11) ⑥	外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	1 3 13 3	1. 製作加工 (11) ⑥	外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。	鋼道路橋施工便覧に準拠																																																										
1 3 13 3	1. 製作加工 (11) ⑥	内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。	1 3 13 3	1. 製作加工 (11) ⑥	内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。	誤字の修正																																																										
1 3 13 3	1. 製作加工 (12)	<p>表3-63 欠陥の補修方法</p> <table border="1"> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい。</td> </tr> <tr> <td>2 縦立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度縦立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい。	2 縦立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度縦立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	1 3 13 3	1. 製作加工 (12)	<p>表3-63 欠陥の補修方法</p> <table border="1"> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい。</td> </tr> <tr> <td>2 縦立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度縦立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい。	2 縦立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度縦立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	鋼道路橋施工便覧に準拠																										
欠陥の種類	補修方法																																																															
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい。																																																															
2 縦立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度縦立溶接を行う。																																																															
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																															
4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																															
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																															
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																															
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																															
欠陥の種類	補修方法																																																															
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい。																																																															
2 縦立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度縦立溶接を行う。																																																															
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																															
4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																															
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																															
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																															
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																															
1 3 13 3	1. 製作加工 (14)	ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。	1 3 13 3	1. 製作加工 (14)	ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。	シミュレーション仮組立検査の採用実績が多い実態を反映																																																										
1 3 13 3	2. ボルトナット (3)	受注者は摩擦接合を行う材料を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。	1 3 13 3	2. ボルトナット (3)		道路橋示方書・同解説に準拠																																																										

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正																																																																									
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由																																																																		
1	3	19	2	2. 鉄筋コンクリート床版(13)	受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	3	19	2	2. 鉄筋コンクリート床版(13)	受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	出来形管理基準の測定項目と整合																																																																		
1	4	2	0			1	4	2	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	適用すべき諸基準の追加																																																																		
1	4	3	3	7. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。【略】	1	4	3	3	7. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。【略】	道路土工-盛土工指針に準拠																																																																		
1	4	4	3	10. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。【略】	1	4	4	3	10. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。【略】	道路土工-盛土工指針に準拠																																																																		
1	4	4	4	7. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	4	4	4	7. 狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。	道路土工-盛土工指針に準拠																																																																		
1	5	2	0			1	5	2	0		機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案) (平成28年7月)	適用すべき諸基準の追加																																																																		
2	1	7	2		表1-1 純ポリ塩化ビニル：(厚さ：1mm、色：透明)の品質規格	2	1	7	2		表1-1 純ポリ塩化ビニル：(厚さ：1mm、色：透明)の品質規格	JISの改定																																																																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25以下</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11.8以上</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">70初</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td rowspan="3">70初</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>5880以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6778	硬 さ			80±5	JIS K 6778	引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6778	伸 び		%	290以上	JIS K 6778	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6778	※耐薬品性	70初	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6778	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6778	質量 変化率	%	±3	JIS K 6778	食塩水	70初	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6778	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6778	質量 変化率	%	±1	JIS K 6778	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6778	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	5880以上 (60以上)	JIS K 6252					
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																										
比 重			1.25以下	JIS K 6778																																																																										
硬 さ			80±5	JIS K 6778																																																																										
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6778																																																																										
伸 び		%	290以上	JIS K 6778																																																																										
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																										
※耐薬品性	70初	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6778																																																																									
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6778																																																																									
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6778																																																																									
食塩水	70初	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																									
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																									
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6778																																																																									
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6778																																																																										
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	5880以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																										
					※公的試験機関のみの試験項目																																																																									
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25以下</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11.8以上</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">70初</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td rowspan="3">70初</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>5880以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6778	硬 さ			80±5	JIS K 6778	引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6778	伸 び		%	290以上	JIS K 6778	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6778	※耐薬品性	70初	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6778	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6778	質量 変化率	%	±3	JIS K 6778	食塩水	70初	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6778	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6778	質量 変化率	%	±1	JIS K 6778	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6778	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	5880以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2					
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																										
比 重			1.25以下	JIS K 6778																																																																										
硬 さ			80±5	JIS K 6778																																																																										
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6778																																																																										
伸 び		%	290以上	JIS K 6778																																																																										
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																										
※耐薬品性	70初	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6778																																																																									
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6778																																																																									
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6778																																																																									
食塩水	70初	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																									
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																									
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6778																																																																									
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6778																																																																										
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	5880以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																										
					※公的試験機関のみの試験項目																																																																									

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正					改正理由																																																																																																																																								
編	章	節	項	項目見出し	編	章	節	項	項目見出し		新条文																																																																																																																																							
2	1	7	2		2	1	7	2			JISの改定																																																																																																																																							
<p>表1-2 エチレン酢酸ビニル(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>98±5</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">※耐薬品性</td> <td rowspan="2">7)加</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td></td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-90以下</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>5000以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>					試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6778	硬 さ			98±5	JIS K 6778	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6778	伸 び		%	400以上	JIS K 6778	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6778	※耐薬品性	7)加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6778	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6778	質量 変化率	%	±3	JIS K 6778	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6778	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6778		質量 変化率	%	±1	JIS K 6778	柔軟性		℃	-90以下	JIS K 6778	引張強さ		N/m (kgf/cm)	5000以上 (60以上)	JIS K 6252	<p>表1-2 エチレン酢酸ビニル(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>98±5</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">※耐薬品性</td> <td rowspan="2">7)加</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td></td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-90以下</td> <td>JIS K 6778</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>5000以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>					試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6778	硬 さ			98±5	JIS K 6778	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6778	伸 び		%	400以上	JIS K 6778	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6778	※耐薬品性	7)加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6778	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6778	質量 変化率	%	±3	JIS K 6778	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6778	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6778		質量 変化率	%	±1	JIS K 6778	柔軟性		℃	-90以下	JIS K 6778	引張強さ		N/m (kgf/cm)	5000以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																														
比 重			1.0以下	JIS K 6778																																																																																																																																														
硬 さ			98±5	JIS K 6778																																																																																																																																														
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6778																																																																																																																																														
伸 び		%	400以上	JIS K 6778																																																																																																																																														
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																																																																																														
※耐薬品性	7)加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6778																																																																																																																																													
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6778																																																																																																																																													
	質量 変化率	%	±3	JIS K 6778																																																																																																																																														
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																																																																																													
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																																																																																													
	質量 変化率	%	±1	JIS K 6778																																																																																																																																														
柔軟性		℃	-90以下	JIS K 6778																																																																																																																																														
引張強さ		N/m (kgf/cm)	5000以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																														
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																														
比 重			1.0以下	JIS K 6778																																																																																																																																														
硬 さ			98±5	JIS K 6778																																																																																																																																														
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6778																																																																																																																																														
伸 び		%	400以上	JIS K 6778																																																																																																																																														
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																																																																																														
※耐薬品性	7)加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6778																																																																																																																																													
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6778																																																																																																																																													
	質量 変化率	%	±3	JIS K 6778																																																																																																																																														
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																																																																																													
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6778																																																																																																																																													
	質量 変化率	%	±1	JIS K 6778																																																																																																																																														
柔軟性		℃	-90以下	JIS K 6778																																																																																																																																														
引張強さ		N/m (kgf/cm)	5000以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																																																																																														
2	4	2	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)(平成28年3月)	2	4	2	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	基準等の改定																																																																																																																																								
2	5	2	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)(平成28年3月)	2	5	2	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	基準等の改定																																																																																																																																								
2	5	2	0	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(昭和60年2月)	2	5	2	0	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	基準等の改定																																																																																																																																								
2	5	6	1	2.適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(平成26年9月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	5	6	1	2.適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準等の改定																																																																																																																																								
2	5	7	1	2.適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(平成26年9月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	5	7	1	2.適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準等の改定																																																																																																																																								
2	5	8	1	2.適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(平成26年9月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	5	8	1	2.適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準等の改定																																																																																																																																								
2	6	2	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)(平成28年3月)	2	6	2	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	基準等の改定																																																																																																																																								

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正							
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
2	6	2	0		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成13年)	2	6	2	0		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成27年2月)	基準等の改定
2	6	2	0		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説(平成27年)	2	6	2	0		(削除)	技術基準の統合による廃止
2	9	2	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)	2	9	2	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	基準等の改定
2	9	2	0		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成13年)	2	9	2	0		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成27年2月)	基準等の改定
3	1	2	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成16年3月)	3	1	2	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成26年12月)	基準等の改定
3	2	2	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成16年3月)	3	2	2	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成26年12月)	基準等の改定
4	1	2	0			4	1	2	0		砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧(平成28年版)	適用すべき諸基準の追加
5	1	7	2	4. 通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得た後でなければならない。	5	1	7	2	4. 通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得なければならない。	誤字の修正
6	1	2	0			6	1	2	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	適用すべき諸基準の追加
6	2	2	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月)	6	2	2	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)	基準等の改定
6	2	2	0		土木学会 舗装標準方書(平成19年3月)	6	2	2	0		土木学会 舗装標準方書(平成27年10月)	基準等の改定
6	2	11	1	3. 適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」(日本道路協会、昭和63年12月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	2	11	1	3. 適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説2-3施工」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	道路緑化技術基準に準拠
6	3	8	9	4. 適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧IV架設編第3章架設工法」(日本道路協会、昭和60年2月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	6	3	8	9	4. 適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧III現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	鋼道路橋施工便覧に準拠
6	3	8	10	2. 仮締めボルト	受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。	6	3	8	10		(削除)	道路橋示方書・同解説に準拠
6	3	8	11	2. 適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧IV架設編第2章架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	3	8	11	2. 適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧III現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	鋼道路橋施工便覧に準拠

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正							
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
6	6	2	0		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成18年7月)	6	6	2	0		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成28年8月)	基準等の改定
6	6	2	0		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月)	6	6	2	0		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月)	基準等の改定
6	6	2	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	6	6	2	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	基準等の改定
6	6	4	1	2. 異常時の処置	受注者は、 施工中 、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。	6	6	4	1	2. 異常時の処置	受注者は、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
6	6	4	4	3. ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。	6	6	4	4	3. ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、 スパナやパイプレンチを用いて ナットで緊結しなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
6	6	5	3	3. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状パイプレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。	6	6	5	3	3. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状パイプレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく 型枠パイプレータ を使用するものとする。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
6	6	5	3	5. 妻型枠の施工	受注者は、 妻型 枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	6	6	5	3	5. つま 型枠の施工	受注者は、 つま 型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 つま型 枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
6	8	2	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	6	8	2	0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	基準等の改定
6	10	2	0		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成16年2月)	6	10	2	0		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)	基準等の改定
6	11	2	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	6	11	2	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	基準等の改定
6	14	2	0		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成5年11月)	6	14	2	0		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本土工編) (平成27年6月)	基準等の改定
6	14	2	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)	6	14	2	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)	基準等の改定
6	14	17	3	1. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	6	14	17	3	1. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いする。	表現の適正化(記載順序の変更)
6	14	17	3		表14-3 素地調整程度と作業内容	6	14	17	3	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	表現の適正化(記載順序の変更)

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正							
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
6	14	17	3	2. 塩分の付着水 洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いする。	6	14	17	3		表14-3 素地調整程度と作業内容	表現の適正化 (記載順序の変更)
6	14	18	3	2. 裏込め注入の 施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	6	14	18	3	2. 裏込め注入の 施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	道路トンネル維持管理便覧(本体内編)に準拠
10	1	2	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成25年度版) (平成25年6月)	10	1	2	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成28年度版) (平成28年6月)	基準等の改定
10	1	2	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月)	10	1	2	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)	基準等の改定
11	1	1	2		(公社)日本水道協会 水道維持管理指針(2006)	11	1	1	2		(公社)日本水道協会 水道維持管理指針(2016)	基準等の改定
11	1	1	2		(一社)日本工業用水協会 工業用水道維持管理指針(1993)	11	1	1	2		(一社)日本工業用水協会 工業用水道維持管理指針(2015)	基準等の改定
11	7	2	6	様式1	※ 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。 紙質はケント紙とする。	11	7	2	6	様式1	※ 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。	ケント紙での提出は不要
12	5	2	1	(2)	WSP 012-2010	12	5	2	1	(2)	WSP 012	農林水産省の改正による
12	5	2	1	(8)	WSP 009-2010	12	5	2	1	(8)	WSP 009	農林水産省の改正による
12	5	2	1	(9)	WSP 002-2010	12	5	2	1	(9)	WSP 002	農林水産省の改正による
12	5	2	1	(10)	WSP 004-2010	12	5	2	1	(10)	WSP 004	農林水産省の改正による
12	5	2	1	(11)	WSP A-101-2009	12	5	2	1	(11)	WSP A-101	農林水産省の改正による
12	5	2	1	(12)	WSP A-102-2009	12	5	2	1	(12)	WSP A-102	農林水産省の改正による
12	5	2	1	(13)	FRPM-G-1112-2009	12	5	2	1	(13)	FRPM-G-112	農林水産省の改正による
12	5	2	1	(14)	FRPM-G-2112-2009 (鋼製異形管)遠心力成形管用	12	5	2	1	(14)	(削除)	農林水産省の改正による
12	5	6	4	2. 据付 (3) 塗覆装	4) 基礎材が碎石の場合に、塗覆装の保護を目的とし、JWWAK 153-2010に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。	12	5	6	4	2. 据付 (3) 塗覆装	4) 基礎材が碎石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、JWWAK 153に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。	農林水産省の改正による
12	5	6	5	5.	(表中) JWWA K 135-2007	12	5	6	5	5.	(表中) JWWA K 135	農林水産省の改正による
12	9	9	5	2. (1)	(文中) J S C F-H101-2013	12	9	9	5	2. (1)	(文中) J S C F-H101	農林水産省の改正による
14	2	4				14	2	4	7	2-4-7 砂利路盤工	1. 受注者は、路面仕上げに当たり、中央部を高くし必ず横断勾配を付けなければならない。 なお、横断勾配は、設計図書によるものとする。 2. 受注者は、敷砂利の施工に当たり、敷厚が均一になるよう仕上げなければならない。	林野庁の改正による

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正							
編	章	節	項	項目見出し	現行条文	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
14	2					14	2	13	1	第13節 踏掛版工 2-13-1 一般事項	1. 適用工種 本節は、踏掛版工として作業土工（床掘り、埋戻し）、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。 2. 障害物がある場合の処置 受注者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 適用規定 受注者は、踏掛版工の施工について、「道路土工-盛土工指針」（日本道路協会、平成22年4月）の踏掛版及び施工の規定、第10編2-7-4踏掛版工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	林野庁の改正による
14	2					14	2	13	2	2-13-2 材料	踏掛版工で使用する材料については、第6編2-7-2材料の規定による。	林野庁の改正による
14	2					14	2	13	3	2-13-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)	作業土工の施工については、第6編2-7-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	林野庁の改正による
14	2					14	2	13	4	2-13-4 踏掛版工	踏掛版工の施工については、第6編2-7-4踏掛版工の規定による。	林野庁の改正による
14	4	5	1	5. 架設計画書	[略]	14	4	5	1	(削除)		林野庁の改正による
14	4	5	2	4-5-2 材料	[略]	14	4	5	2	4-5-2 材料	仮設構造物の材料については、第6編4-5-2材料の規定による。	林野庁の改正による
14	4	5	3	4-5-3 地組工	[略]	14	4	5	3	4-5-3 地組工	地組工の施工については、第1編3-14-2地組工の規定による。	林野庁の改正による
14	4	5	4	4-5-4 架設工 (クレーン架設)	[略]	14	4	5	4	4-5-4 架設工 (クレーン架設)	架設工（クレーン架設）の施工については、第1編3-14-3架設工（クレーン架設）の規定による。	林野庁の改正による
14	4	5	5	4-5-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)	[略]	14	4	5	5	4-5-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)	架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第1編3-14-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	林野庁の改正による

三重県公共工事共通仕様書(平成29年7月一部改正) 新旧対照表【分冊1】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行					一 部 改 正						
編	章	節	項	項目見出し	編	章	節	項	項目見出し	新条文	改正理由
15	1	8			15	1	8	3	1-8-3 基礎工の施工	<p>1.受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締固めながら仕上げなければならない。</p> <p>2.土台基礎工に木材を使用する場合は、樹皮を剥いだ生木を用いなければならない。</p> <p>3.受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を整正し締固めた後、据え付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充填し、締め固めなければならない。</p> <p>4.受注者は片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。</p> <p>5.受注者は止杭一本土台の施工にあたっては、上部からの加重の偏心が生じないように設置しなければならない。</p> <p>6.受注者は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合は、樹皮を剥いだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</p> <p>7.止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。</p>	林野庁の改正による
15	1	8			15	1	8	4	1-8-4 木製治山ダム本体工	<p>1.受注者は、横木、杵木の組み立ては設計図書によらなければならない。</p> <p>2.受注者は、横木、杵木の吊り込みにあたっては、木材に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>3.受注者は、枠内中詰石材投入施工前の倒れ防止については、切梁等による押え等を施工しなければならない。</p> <p>4.受注者は、中詰石材（礫、栗石等）を詰める作業をできるだけ木材の組立と並行して層ごとに行い、中詰石材（礫、栗石等）の単位体積重量が得られるように詰めなければならない。</p> <p>5.受注者は、枠内中詰石材投入の際には、木製杵に直接詰石、建設機械等が衝突し、木材を損傷させないようにしなければならない。</p>	林野庁の改正による
15	5	2			15	5	2	7	5-2-7 獣害防護柵設置	<p>1.受注者は、設計図書に基づき、防護柵を設置しなければならない。</p> <p>2.受注者は、設置作業をする前に測量等を実施し、支柱等の設置箇所について、監督員に協議しなければならない。</p> <p>3.防護柵の数量等 受注者は、防護柵の種類、規格、数量について監督員に協議し、同意を得ること。</p> <p>4.木製支柱 柵の支柱等に係る木材については、次によりものとする。 （1）間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。 （2）（1）の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督員に提出し確認を受けること。 （3）使用する木材は、乾燥材（含水率30%以内）とし防腐処理をするものとする。 また、防腐処理の証明書を監督員に提出し確認を受けること。</p>	林野庁の改正による